



第6回 定時株主総会

日時： 2024年4月26日(金)
午前10時(受付：午前9時)

場所： ベルサール汐留 2F

議案： 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

ASPIRATION

大志

世界中の
人々の人生を
より**楽しく**

VISION

野望

2040年
世界一の
エンタメ企業に

GENDAが目指すのは世界一の エンターテインメント・テックカンパニー

人が人らしく生きるために「楽しさ」は不可欠と考え、私たちは「世界中の人々の人生をより楽しくしたい」という Aspiration (アスピレーション=大志) を掲げています。

そして、その「大志」に共鳴し集った仲間と共に、「Speed is King」「GRIT and GRIT」「Enjoy our Journey」の3つの GENDA バリューを行動指針に日々新しい挑戦を続け、その結果として、世界一のエンターテインメント企業を目指しています。

近年、ゲームの世界ではめざましいテクノロジーの進歩がありますが、エンターテインメント業界全域を見渡すとまだまだテクノロジーの力を必要としている分野・領域がたくさんあります。

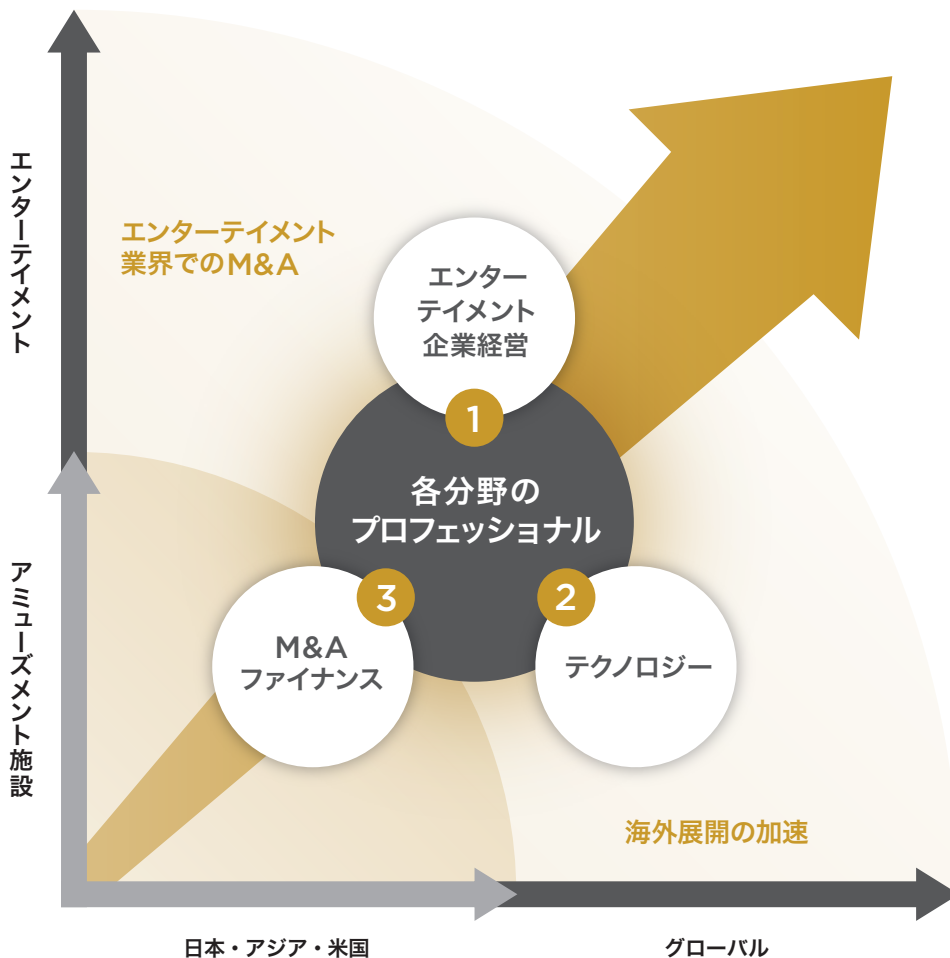
私たちは2020年よりゲームセンターのDXに取り組んできましたが、これは一例にすぎず、エンターテインメントの広大な領域においても、GENDAはテクノロジーの力で新たな楽しさを質・量ともに増やすことができると信じています。

GENDAはこれからもテクノロジーの強化に投資し、世界の楽しさを増やし続けていきます。ぜひご期待ください。

代表取締役社長 申 真衣



世界一のエンターテインメント企業を目指す GENDA グループの
成長戦略を支える、3つの領域のプロフェッショナル人材



成長戦略を実現するべく、当社では3つのプロフェッショナルチームを組成しています。
1つ目はエンターテインメント企業の経営経験を有する人材、2つ目はテクノロジーの人材、
3つ目は M&A およびファイナンスに精通した人材です。

GENDAグループ概要

GENDA 純粋持株会社
株式会社GENDA



PL@B!

プレビ株式会社

アミューズメント施設運営

GENDA Games

株式会社 GENDA Games

アミューズメント機器の レンタル・オンライン クレーンゲーム運営

伍彩

伍彩汇业(广州) 贸易有限公司

中国における アミューズメント機器レンタル アミューズメント用品の卸売

LEMONADE by Lemnada

株式会社 レモネード・レモニカ

スタンド型レモネード 専門店の運営

fancy Fukuya

株式会社 フクヤホールディングス

プライズ企画製造・キャラクターくじ運営・eコマース運営

ARES COMPANY

株式会社 アレスカンパニー

プライズ企画製造メーカー

株式会社フクヤ

プライズ企画製造・キャラクターくじ運営・eコマース運営

FUKUYA HONG KONG LIMITED 100% FUKUYA USA INC.

海外におけるプライズ企画製造

株式会社トーキョー キャラクター メーカーズ

キャラクターの企画開発 デザイン販売・権利の管理 映画・アニメへの出資

DYNAMO AMUSEMENT

株式会社 ダイナモアミューズメント

VRアトラクション等の体験型 コンテンツの企画・開発

2024年2月1日時点

売上高

556 億円

営業利益

53 億円

ROE

27%

5年 cash EPS CAGR

135%

連結従業員数

5,007 名

従業員数 633名
年間平均臨時雇用者数 4,374名

連結子会社

19 社

注：数値は全て2024年1月期の連結実績ベース

株主各位

証券コード 9166
2024年4月11日
(電子提供措置の開始日 2024年4月4日)
東京都港区東新橋一丁目9番1号

株式会社GENDA



代表取締役社長 申 真 衣

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトを含む以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

<p>当社ウェブサイト https://genda.jp/ (上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)</p>	
<p>東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「GENDA」又は「コード」に当社証券コード「9166」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)</p>	
<p>株主総会ポータル®（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net/ 同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。</p>	

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）において、賛否をご入力のうえ、2024年4月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使してください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2024年4月25日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2024年4月26日（金曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時00分）
2 場 所	東京都中央区銀座8丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 2階ホール (末尾の「会場へのアクセス」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第6期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第6期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	<ul style="list-style-type: none"> インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 下記の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会ポータル®において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 当社は、株主の皆様とのさらなるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンなどで株主総会参考書類等の主要なコンテンツ・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「株主総会ポータル®」を導入しています。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。
- 書面交付請求をいただいた株主の皆様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年4月26日（金曜日）
午前10時00分
（受付開始:午前9時00分）



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年4月25日（木曜日）
午後6時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年4月25日（木曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 前

○○○○ 御中

×××年 ×月×日

印刷機

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

『株主総会ポータル』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

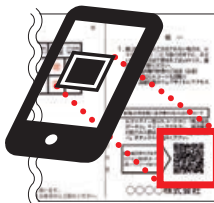
POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手持のスマートフォン等で議決権行使
書用紙に記載のQRコードを読み取り簡単
にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が
可能です。



インターネットによる議決権行使期限
2024年4月25日（木曜日）午後6時30分

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の
ログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL

<https://www.soukai-portal.net>

◀議決権行使方法▶

右図の通り、ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

事前質問受付

当日の本株主総会へのご来場に代えて、株主の皆様から当社に関するご質問を、下記方法にて事前に受け付けます。

受付サイト

パソコン・スマートフォン等から以下のURL又はQRコードよりアクセスのうえ、ID（株主番号9桁）、共通パスワード（9166）、必要事項、ご質問内容をご入力ください。

<https://v.sokai.jp/9166/2024/genda/>



受付期間

2024年4月4日（木曜日）午前8時から

2024年4月18日（木曜日）午後6時まで

事前質問に対するご回答

ご質問は、会社法上の株主総会における質問としては扱われませんが、いただいたご質問・ご意見の中で多くの株主の皆様のご関心が高いと思われるものを中心に、株主総会当日にご回答させていただくとともに、株主総会終了後に当社ウェブサイトにご回答を掲載させていただく予定です。なお、全てのご質問への回答をお約束するものではありません。また、個別の対応は致しかねますのであわせてご了承ください。

事前質問に関する注意事項

- ①ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ②ご質問はお一人様につき3問までとさせていただきます。
- ③ご質問は1問あたり400文字以内で簡潔にご入力ください。
- ④全てのご質問への回答をお約束するものではありません。また、個別の対応は致しかねますのであわせてご了承ください。
- ⑤ご利用いただくための通信料金等は、各株主の皆様のご負担となります。
- ⑥議決権行使書用紙をご投函する前に、必ず株主番号をお手元にお控えください。
- ⑦事前質問受付サイトは毎日午前1時から午前5時までの間、保守・点検のためご利用をいただけません。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

また、当社は、予期しない感染症や自然災害等の大規模災害発生時のリスクの低減、社会のデジタル化の推進等を念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条（株主総会の招集）に第2項を新設するものであります。

現時点において場所の定めのない株主総会を実施する予定はありませんが、当社が場所の定めのない株主総会を実施する場合には、取締役会において、株主の皆様の権利行使の保障を最優先として、その必要性及び妥当性について慎重に審議し決議するとともに、開催の背景及び開催要領の詳細につきまして、株主総会の招集に際してお知らせいたします。

なお、当社は経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条（条文省略）	第1条（現行通り）
第2条（目的） （1）～（2）（省略）	第2条（目的） （1）～（2）（現行通り）
（3）通信回線を利用したソフトウェアの企画、制作、提供及び販売	（3） <u>インターネット、携帯情報端末機、通信回線を利用したソフトウェア、ロボット、電子機器等の企画、制作、提供、販売、運用及び保守</u>

現行定款
(4) 玩具、遊戯用具、文具、家具製品、日用品雑貨、装飾品雑貨、衣料品、清涼飲料水、食品、家庭用電気製品、化粧品 <u>の企画、開発、製造、販売及び輸出入</u>
(5) ~ (7) (省略)
(8) 映画館、劇場、スポーツ施設、飲食施設、文化施設、温泉浴場、宿泊施設、カラオケルーム、写真館、学習塾、託児所、駐車場、エステティック、リラクゼーション等の <u>娯楽施設の企画・運営</u>
(9) (省略)
(10) 音楽、文字、映像情報を処理、加工するデータベース、端末機器及びそれに係わる記録媒体の企画、開発、販売、賃貸
(11) ~ (26) (省略)
(新設)
(27) ~ (29) (省略)
(新設)
(30) ~ (31) (省略)
第3条~第11条 (条文省略)
第12条 (株主総会の招集) 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
(新設)
第13条~第49条 (条文省略)

変更案
(4) 玩具、遊戯用具、文具、家具製品、日用品雑貨、装飾品雑貨、衣料品、清涼飲料水、 <u>食料品、家庭用電気製品、化粧品、スポーツ用品、アミューズメント用景品の企画、開発、製造、販売及び輸出入</u>
(5) ~ (7) (現行通り)
(8) 映画館、劇場、スポーツ施設、飲食施設、文化施設、温泉浴場、宿泊施設、カラオケルーム、写真館、学習塾、託児所、 <u>保育園その他の保育施設、駐車場、エステティック、リラクゼーション等の各種施設の企画・運営</u>
(9) (現行通り)
(10) 音楽、文字、映像情報を処理、加工するデータベース、端末機器及びそれに係わる記録媒体の企画、開発、販売、賃貸、 <u>放送、上映及び配給並びにこれらの仲介、代理</u>
(11) ~ (26) (現行通り)
<u>(27) 投資事業組合財産の運用、管理及び投資事業組合に対する出資</u>
(28) ~ (30) (現行通り)
<u>(31) インターネットを利用した各種商品の販売並びにEC (電子商取引) サイトの開設及び運営</u>
(32) ~ (33) (現行通り)
第3条~第11条 (現行通り)
第12条 (株主総会の招集)
1. (現行通り)
<u>2.当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第13条~第49条 (現行通り)

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	かたおか なお 片岡 尚	代表取締役会長	再任
2	しん まい 申 真衣	代表取締役社長	再任
3	さとう ゆうぞう 佐藤 雄三	取締役CCO兼 コンテンツ&プロモーション事業最高責任者	再任
4	わたなべ たいじゅ 渡邊 太樹	取締役CFO	再任
5	はばら こうへい 羽原 康平	執行役員CSO	新任
6	のむら あや 野村 彩	取締役（非常勤）	再任 社外 独立
7	しまづ のりこ 嶋津 紀子	-	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数
5,272,800株

在任年数

6年

取締役会出席状況

23/23回

候補者番号

1

かたおか なお
片岡 尚 (1972年12月7日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1995年4月	ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社	2017年3月	イオンエンターテイメント株式会社 代表取締役社長
2004年3月	株式会社イオンファンタジー 転籍	2018年5月 2019年9月	当社設立、代表取締役社長 当社代表取締役会長（現任）
2008年5月	同社取締役	2023年11月	株式会社GENDA Capital 取締役会長（現任）
2013年3月	同社代表取締役社長	2023年12月	ギャガ株式会社 代表取締役会長（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社GENDA Capital 取締役会長
ギャガ株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

創業者として当社グループの事業推進及びM&Aにおいて重要な役割を担ってまいりました。エンターテイメント施設運営について豊富な経験と知見を有しており、当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、前期に続いて取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
2,218,800株

在任年数

6年

取締役会出席状況

23/23回

候補者番号

2

しん まい
申 真衣 (1984年7月28日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2007年4月	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社 入社	2017年11月 2018年8月	同社マネージングディレクター 当社取締役
2007年4月	ゴールドマン・サックス証券株式会社 出向	2019年6月	当社代表取締役社長（現任）
2016年4月	同社金融商品開発部部长		

取締役候補者とした理由

前職時代に培われた財務関連の豊富な経験と実績に加え、当社創業時から企業経営において強いリーダーシップを発揮しており、当社グループのM&Aを含めた継続的成長のために適切な人材であると判断し、前期に続いて取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
70,000株

在任年数
2年

取締役会出席状況
23/23回

候補者番号

3

さとう ゆうぞう
佐藤 雄三 (1962年10月12日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年4月	株式会社博報堂 入社	2022年4月	当社取締役
2015年4月	株式会社TBWA\HAKUHO DO 代表取締役社長兼CEO	2023年9月	当社取締役CCO
2015年4月	株式会社博報堂 執行役員	2023年11月	当社取締役CCO 兼 コンテンツ&プロモーション事業最高責任者 (現任)
2017年4月	株式会社博報堂プロダクツ 取締役	2023年12月	ギャガ株式会社 取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

ギャガ株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

長年にわたり培った豊富な経営の経験と、エンターテインメント業界全般への深い理解及び幅広い人脈を有しており、当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、前期に続いて取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数
221,600株

在任年数
1年

取締役会出席状況
18/18回

候補者番号

4

わたなべ たいじゅ
渡邊 太樹 (1988年4月14日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2011年4月	株式会社みずほコーポレート銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2021年8月	当社執行役員
2015年4月	ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社	2023年4月	当社取締役 (現任)
2021年6月	当社入社 CFO (現任) 兼 管理本部長 兼 財務部 部長		

取締役候補者とした理由

CFOとして成長投資の足場となる盤石な財務体質の構築に加え、規律の効いたM&A及びファイナンスを推進しており、当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、前期に続いて取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数
4,000株
新任

在任年数

候補者番号

5

はばら こうへい
羽原 康平 (1994年9月9日生)

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

2017年4月	PwCアドバイザー合同会社 入社	2023年9月 2023年11月	当社執行役員CSO (現任) 株式会社GENDA Capital 代表取締役社長 (現任)
2019年9月	当社入社 経理部 部長		
2021年4月	Kiddleton, Inc. 取締役		
2021年8月	株式会社トーキョーキャラク ターメーカーズ 取締役		
2021年8月	当社執行役員 兼 経営企画部 部長		

【重要な兼職の状況】

株式会社GENDA Capital 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

公認会計士として豊富な知識と経験を有しており、執行役員CSOとして経営戦略等の幅広い部門で業務に携わる一方、当社グループのM&A実務の責任者として積極的なM&A戦略を牽引しております。今後も当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
一株
新任

在任年数
2年

取締役会出席状況
23/23回

候補者番号

6

のむら あや
野村 彩 (1977年7月3日生)

再任 社外 独立

【略歴、当社における地位及び担当】

2007年12月	鳥飼総合法律事務所 入所	2022年6月	株式会社ACES 社外監査役 (現任)
2016年1月	和田倉門法律事務所 参画 (現任)	2023年9月	株式会社アンドパッド 社外 監査役 (現任)
2022年4月	当社社外取締役 (現任)		

【重要な兼職の状況】

和田倉門法律事務所 弁護士
株式会社ACES 社外監査役
株式会社アンドパッド 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な知識と経験を有しており、それに基づく専門的な見識は、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であるとともに、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、前期に続いて、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数

一株

在任年数

新任

候補者番号

7

しまづ のりこ
嶋津 紀子

(1985年9月7日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

2008年4月	ボストン・コンサルティング グ・グループ合同会社 入社	2022年2月	中小企業政策審議会 臨時委員 (現任)
2018年5月	Netflix 株式会社 (現 Netflix合同会社) 入社	2023年1月	株式会社メディアプラス 社外取締役 (現任)
2018年5月	株式会社Japan Search Fund Accelerator 創業、代 表取締役社長 (現任)	2023年3月	株式会社フレスコ 社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社Japan Search Fund Accelerator 代表取締役社長
株式会社メディアプラス 社外取締役
株式会社フレスコ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系コンサルティングファームや企業経営等での豊富なM&A経験と実績に裏打ちされた高い見識に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であるとともに、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野村氏の戸籍上の氏名は堀 彩であります。
3. 野村氏と嶋津氏は社外取締役候補であります。
4. 各候補者の所有する株式数は、当期末（2024年1月31日）現在の株式数を記載しております。
5. 片岡氏、申氏、渡邊氏の所有する株式数には同氏らの各資産管理会社が所有する株式数も含めて記載しております。
6. 当社は野村氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、嶋津氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告の「会社役員 の状況」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍後の社会経済活動の正常化が進み、個人消費の回復や円安効果に伴うインバウンド需要が増加するなど、景気は緩やかな持ち直しが見られました。一方で、世界経済の減速懸念や、コロナ禍後の需要回復の一巡による景気回復ペースの鈍化が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか当社は、グループ会社の経営支援、アミューズメント施設運営を中心としたエンターテイメント領域におけるM&A案件の開拓、検討及び実行、並びに資金調達支援を推進することで、当社グループの企業価値の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度においては、当社が掲げている「世界中の人々の人生をより楽しく」というAspiration（アスピレーション＝大志）のもと、2040年に「世界一のエンターテイメント企業」になることを目指し、M&Aを積極的に実行いたしました。連結子会社は13社増え、2024年1月末における当社グループ傘下の連結子会社は19社となりました。M&Aの加速により、当社グループの軸脚であるアミューズメント関連の収益基盤の強化と、その周辺のエンターテイメント領域への進出も進んだことにより、当社グループの描く「エンタメ経済圏」の構築が着実に進行しております。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高は55,697百万円（前年同期比20.8%増）、EBITDAは8,102百万円（前年同期比29.1%増）、営業利益は5,370百万円（前年同期比26.5%増）、経常利益は5,216百万円（前年同期比30.0%増）、のれん償却前当期純利益は4,359百万円（前年同期比21.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,178百万円（前年同期比19.5%増）となりました。

なお、上記の前連結会計年度比較については、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、金融商品取引法に基づいて作成した前連結会計年度の連結財務諸表の数値との比較を参考までに記載しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

当社グループは、アミューズメント施設運営を中心とした単一セグメントでありましたが、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を「エンタメ・プラットフォーム事業」と「エンタメ・コンテンツ事業」に変更しております。以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(エンタメ・プラットフォーム事業)

「エンタメ・プラットフォーム事業」は、「アミューズメント」と「フード&ビバレッジ (F&B)」で構成されております。

「アミューズメント」のうち国内においては、積極的な新規出店とロールアップM&Aに注力いたしました。「GiGO」屋号のアミューズメント施設13店舗の他、推し活専門ショップやポーカールームといった新業態の店舗を合わせた合計15店舗の新規出店と、M&Aにより7店舗を取得いたしました。また、都市部での人流の増加やプライズゲーム売上の好調な推移等により、既存店の売上高も伸長したことに加え、店舗のDX化によるお客様の利便性向上と店舗運営の効率化を進めました。今後もこれらの施策を継続して推進することで、「GiGO」のブランド力向上と、今まで以上にお客様に楽しんでいただけるアミューズメント施設の創出・拡大に努めてまいります。

また、「アミューズメント」のうち海外においては、2023年9月末に、全米にミニロケ（スタッフの常駐しないゲームコーナー）を展開する米国法人 Kidleton, Inc.の全株式を取得し、持分法適用関連会社から連結子会社といたしました。これに加え、同年12月には、伍彩匯業（広州）貿易有限公司が中国大陸の「GiGO」1号店となるアミューズメント施設「GiGO時尚天河」を出店するなど、エンタメ・プラットフォームのグローバル展開が着実に進んでおります。

当連結会計年度におけるアミューズメント施設は、新規出店18店舗（国内15店舗、海外3店舗）に加え、M&Aにより12店舗（国内7店舗、海外5店舗）を取得した一方、7店舗（国内6店舗、海外1店舗）を閉店し、2024年1月末において、国内262店舗（前年比16店舗増）、海外11店舗（前年比7店舗増）、合計273店舗（前年比23店舗増）となっております。また、2024年1月末におけるミニロケ拠点数は、国内206箇所（前年比153箇所増）、海外308箇所（前年比307箇所増）、合計514箇所（前年比460箇所増）となっております。

さらに、「F&B」において、IPコンテンツとファンとを繋ぐプラットフォームの多様化を目的に、2023年10月末に、レモネードの製造・販売を手掛ける株式会社レモネード・レモニカ（以下「レモネード・レモニカ」）を、同年11月末に、「ヒルバレー」ブランドのポップコーンの企画・製造・販売を行う日本ポップコーン株式会社（以下「日本ポップコーン」）を連結子会社といたしました。2024年1月末時点で、レモネード・レモニカは国内に53店舗、日本ポップコーンは国内に3店舗展開しており、今後「エンタメとしての食」を提供する「F&B」も、エンタメ・プラットフォームの一翼を担ってまいります。

以上の結果、当社グループの店舗及びミニロケを合わせた「エンタメ・プラットフォーム」数は843に達し、「エンタメ・プラットフォーム事業」の売上高は54,060百万円（前年同期比18.0%増）、セグメント利益は7,992百万円（前年同期比29.9%増）となりました。

(エンタメ・コンテンツ事業)

「エンタメ・コンテンツ事業」は、「キャラクター・マーチャンダイジング (MD) 」と「コンテンツ&プロモーション」で構成されております。

「キャラクターMD」においては、2023年10月末にプライズ (景品) の卸売事業を展開する株式会社アレスカンパニーを、2024年1月末にプライズの企画や販売事業等を展開する株式会社フクヤホールディングスを連結子会社といたしました。

また、「コンテンツ&プロモーション」においては、2023年9月末に、ロケーション・エンターテイメントにおける映像を軸とした様々な「体験型コンテンツ」の企画・制作・販売を行う株式会社ダイナモアミュージズメントの全株式を取得し、持分法適用関連会社から連結子会社といたしました。同年11月末には、独立系映画配給会社のトップブランドであるギャガ株式会社を連結子会社といたしました。

これらM&Aにより、アミューズメント関連で最も重要なプライズゲームにおけるバリューチェーンの垂直統合が実現するとともに、「エンタメ・プラットフォーム事業」の上流の事業領域と位置付けている「エンタメ・コンテンツ事業」の強化が着実に進行し、当社グループのエンタメ経済圏が大きく広がりました。

以上の結果、「エンタメ・コンテンツ事業」の売上高は2,363百万円 (前年同期比230.0%増)、セグメント利益は4百万円 (前年同期比86.2%減) となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は6,067百万円で、その主なものは、アミューズメント施設・機器への投資であります。

③ 資金調達の状況

当社は2023年7月28日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額4,130百万円の資金調達を行いました。また当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より8,091百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の子会社の株式会社GENDA Gamesは、2023年11月30日付で、グローバル・ソリューションズ株式会社よりミニロケ (店舗スタッフが常駐しないゲームコーナー) 事業を譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の子会社の株式会社GENDA GiGO Entertainmentは、2023年12月25日付で、吸収分割の方法により、ワイケーコーポレーション株式会社が営んでおりましたアミューズメント施設運営事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

イ. 株式の取得又は処分の状況

当社は、2023年9月30日付で、Kiddleton, Inc.の株式を取得し、同社並びに同社の子会社であるENTERRIUM LLCを連結子会社としております。また同日付で、株式会社ダイナモアミューズメントの株式を取得し、連結子会社としております。

当社は、2023年10月31日付で、株式会社レモネード・レモニカ及び株式会社アレスカンパニーの株式を取得し、連結子会社としております。

当社は、2023年11月30日付で、ギャガ株式会社の株式を取得し、連結子会社としております。また同日付で、INP合同会社の出資持分を取得し、同社の子会社である日本ポップコーン株式会社を連結子会社としております。

当社は、2024年1月31日付で、株式会社フクヤホールディングスの株式を取得し、同社並びに同社の子会社である株式会社フクヤ、FUKUYA USA INC.及びFUKUYA HONG KONG LIMITEDを連結子会社としております。

ロ. 新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

		第3期 (2021年1月期)	第4期 (2022年1月期)	第5期 (2023年1月期)	第6期 (当連結会計年度) (2024年1月期)
売上高	(百万円)	－	38,111	46,091	55,697
営業利益	(百万円)	－	4,024	4,244	5,370
EBITDA	(百万円)	－	5,681	6,272	8,102
経常利益	(百万円)	－	3,939	4,011	5,216
のれん償却前当期純利益	(百万円)	－	2,729	3,576	4,359
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	－	2,727	3,494	4,178
1株当たりののれん償却前 当期純利益	(円)	－	93.65	112.57	131.91
1株当たり当期純利益	(円)	－	93.58	109.99	126.41
総資産	(百万円)	－	26,708	31,033	52,141
純資産	(百万円)	－	7,744	11,240	19,664
1株当たり純資産	(円)	－	242.45	353.27	566.44

- (注) 1. 1株当たりののれん償却前当期純利益及び1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第4期及び第5期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
3. 当社は、2023年4月29日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりののれん償却前当期純利益、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社 GENDA GiGO Entertainment	50	100	アミューズメント施設運営

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社GENDA Games	10	100	アミューズメント機器のレンタル・オンラインクレーンゲーム運営
株式会社レモネード・レモニカ	3	66	レモネードの製造・販売
日本ポップコーン株式会社	48	100	ポップコーンの企画・製造・販売
Kiddleton, Inc.	3,800千米ドル	100	アミューズメント施設運営
ENTERRIUM LLC	0千米ドル	100	アミューズメント施設運営
伍彩匯業(広州)貿易有限公司	9,407千人民元	91.75	アミューズメント施設運営、アミューズメントマシン及びプライズ販売
台灣奇恭股份有限公司	8,500千台湾ドル	100	アミューズメント施設運営
ギャガ株式会社	100	78.05	映画配給
株式会社エスピーエスエス	10	78.05	プライズの企画・製造・販売、プロモーション
株式会社ダイナモアミューズメント	16	100	VRコンテンツ・体感型アトラクションの企画・制作
株式会社アレスカンパニー	86	100	プライズの企画・製造・販売
株式会社フクヤホールディングス	10	100	フクヤグループ統括純粋持株会社
株式会社フクヤ	30	100	プライズの企画・製造・販売
株式会社トーキョー キャラクター メーカーズ	25	100	キャラクター企画開発
FUKUYA USA INC.	100千米ドル	100	プライズの販売
FUKUYA HONG KONG LIMITED	10千香港ドル	100	プライズの販売

- (注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社GENDA GiGO Entertainment
特定完全子会社の住所	東京都港区東新橋一丁目9番1号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	30百万円
当社の総資産額	12,727百万円
特定完全子会社の名称	Kiddleton, Inc.
特定完全子会社の住所	15445 Dallas Parkway Suite600, Addison, TX 75001
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	475百万円
当社の総資産額	12,727百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、アミューズメント施設の運営を中心としたエンターテインメント領域での事業を推進しており、以下の主要課題に取り組んでまいります。

① 安定したキャッシュ・フローの確保

当社グループの成長戦略の軸の一つであるM&Aを実施するためには、安定的なキャッシュ・フローが必要です。合理化した店舗運営や徹底した経営管理によってキャッシュ・フローの管理を行うとともに、新規の投資を行う際は投資委員会にてその費用対効果を十分に検討したうえで実行してまいります。

② M&A

当社グループは、エンターテインメント業界においてM&Aや資本提携等の手法を用いて企業価値を高めていくことを成長戦略の柱に据えております。そのためには、潜在的なシナジーを有する対象会社のソーシング及びエクゼキューション、並びに株式価値向上を企図した規律ある資金調達を行うことが必要です。当社グループは、エンターテインメント業界において幅広い人脈や豊富な知見を有する経営陣、M&A及びファイナンスに関して豊富な経験を有する役職員、及びDXやテクノロジーに精通したエンジニアチームを擁しており、これらに対応してまいります。

③ 海外展開の強化

当社グループは、国内だけでなく、今後より一層の成長が見込まれる海外市場に当社グループのサービスを提供していく必要があると考えております。現在は米国、中国及び台湾への展開を実施しておりますが、今後は成長が見込める他の地域への進出も検討してまいります。

④ 人材・組織の強化

当社グループは、今後さらなる事業拡大を推進するにあたって、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると考えております。とりわけ公正で透明な事業推進のため、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図ってまいります。

⑤ 顧客の嗜好・動向の把握

これまでアミューズメント施設の運営において、顧客の属性、動向等顧客行動の把握は限定的な範囲に留まっておりました。今後は自社の顧客向けアプリケーションとの紐づけを実施し、これまで把握できていなかった顧客行動をつぶさに関知することにより、一層お客様のニーズに応えるサービスを提供することを検討してまいります。

⑥ 財務上の課題

当社グループは多数の金融機関から借入れ及びリースを行っておりますが、営業活動による安定的なキャッシュ・フローを源泉として強固な財務基盤を築いているため、現時点において優先的に対処すべき財務上の課題はございません。しかしながら、今後当社の成長戦略であるM&Aを実施した際、一時的に有利子負債が増加する可能性があるため、営業活動による安定したキャッシュ・フローの確保に加え、金融機関との一層の関係強化や資金調達の多様化により、財務体質のさらなる強化に努めてまいります。

⑦ 内部統制、コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、連続的にM&Aを実施し、非連続に成長していくことを成長戦略の柱に据えております。そのため、新たにグループインする企業も含めて、上場企業集団にふさわしい透明性と健全な経営を行うことが重要であると認識しております。当社グループがM&Aを行う際は、業績やコンプライアンスの遵守等、経営の根幹を成す事項について、有効な管理が働き、将来への対応が早期に図れるよう内部統制システムを充実することで、グループ全体のガバナンス及びコンプライアンス体制の強化につなげるよう対応してまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

当社グループは、「世界中の人々の人生をより楽しく」というAspiration（アスピレーション：大志）の実現のため、グローバルにエンターテインメントのネットワークを構築し、世の中に流通する「楽しさの総量」を増やすことを目指しております。エンターテインメント・ビジネスを営む当社グループがグローバル展開を進めていく過程で、世界中の人々により多くの楽しさをご提供させていただくことで、当社グループの掲げるAspirationを実現してまいります。

当社グループは、エンターテインメント業界でのM&Aによる「連続的な非連続な成長」を成長戦略とし、「エンタメ・プラットフォーム事業」と「エンタメ・コンテンツ事業」の2つのセグメントで事業運営を行っております。現在、エンターテインメント・ビジネスは、アニメ等のIPコンテンツと、IPコンテンツとファンを繋ぐプラットフォームの二つに大別することができます。人気のアニメやゲーム等のIPを含むコンテンツが世界中で日々生み出されており、そのコンテンツをお客様に届けるための手段として様々なプラットフォームが活用されています。オンラインにおけるプラットフォームとしては、動画・音楽・ゲーム配信やストーリーミング・サービスがその一例であり、オフラインにおけるプラットフォームとしては、ゲームセンターや各種エンタメ施設等リアルなエンターテインメント体験の場がその役割を担っております。当社グループでは、現在当社グループの主力事業となっているアミューズメント施設運営等の「エンタメ・プラットフォーム事業」の拡充により、エンターテインメント・ビジネスにおける基盤を拡大し、強固なものにしていきながら、かかるプラットフォームを利用した「エンタメ・コンテンツ事業」にも徐々に進出しております。かかるビジネススキームにより、例えば当社グループの保有する人気IPコンテンツを当社グループの運営する様々なプラットフォームにおいて展開し、これらの各プラットフォーム利用者数を増大させるとともに、あるプラットフォームの利用者に対して別のプラットフォ

ームの利用も促進するといった、エンターテインメント・ビジネスの上流（IP等の企画・製作）から下流（商品化されたIPのお客様への展開）に至るまでのバリューチェーン上で当社グループ企業相互のシナジーを発現する、グループ全体ならではのエンタメ経済圏を確立していくことを目指しております。

「エンタメ・プラットフォーム事業」においては、当社グループの主力事業である「アミューズメント」に加え、「エンタメとしての食」をお届けするプラットフォームとしてフードやドリンク等を提供する「フード&ビバレッジ(F&B)」を展開しております。

「エンタメ・コンテンツ事業」においては、人気のIPに登場するキャラクターや当該IPの世界観等や魅力を活かした商品、イベント等を企画・提供する「キャラクター・マーチャンダイジング（MD）」、アニメの制作や出版を含むIPの上流領域である「コンテンツ&プロモーション」を展開しております。

国内のアミューズメント施設運営業界においては、全国展開する大手プレーヤーのほか、特定の地域に根差した中小規模のアミューズメント施設運営企業が数多く存在します。そのような企業の中には、経営の合理化が進みにくい、人材を十分に確保できない、デジタル化が遅れている、初期投資がかさむため魅力的なアミューズメントマシンや景品を導入することができない、といった経営課題を抱えている企業が多く存在します。

このような課題を抱えた企業に対して当社グループは、M&Aや資本業務提携等を用いることで、当社グループが保有するアミューズメント施設運営に関する知見や経営資源を提供等による経営効率改善等の支援を行ってまいります。さらには、当社グループでは、エンジニアの採用を積極的に進めており、DXを加速させることで、これまで手作業や現場の経験と勘によって支えられてきたアナログな業務から脱却し、より時流に沿った質の高いサービスを提供できるようにすることを目指しております。加えて、これらを海外におけるアミューズメント施設運営にも活かし、世界中に今までになかった新しい「楽しさ」を提供することで、当社グループのAspirationの実現を目指してまいります。

さらに、アミューズメント施設運営とシナジー効果の期待できるエンターテインメント企業のM&Aも積極的に実施し、当社グループ内の企業間で相互に事業拡大及び利益貢献する構造を構築してまいります。

当社グループは、アミューズメント施設運営を含むエンターテインメント企業のM&Aや経営課題への対応に必要な体制を、以下のとおり構築しております。

- ① アミューズメント施設運営の業界大手3社の元代表取締役社長及び経営幹部経験者（注1）や、エンタメ・コンテンツ業界での元代表取締役社長及び経営幹部経験者（注2）に代表されるエンターテインメント業界に精通した経営陣を擁し、業界特有の企業経営ノウハウを豊富に有しております。また、業界内部の人脈を活かしたM&Aのソーシングや、PMI（Post Merger Integration）に必要な経営人材の獲得も可能となっております。
- ② M&A等の案件執行において、シナジーを織り込んだ事業計画の立案、各種デューデリジェンス、企業価

値算定、取引条件の交渉、契約締結、クローリング並びに直接市場及び間接市場での資金調達といったM&A等に関する一連の手続きを主導できる経験豊富な役職員から構成されるチームを整備しております。

③ アミューズメント施設のDXを推進するための人材について、日本有数のIT企業において経験を重ねたエキスパートを豊富に有しております。

(注) 1. 当社代表取締役会長である片岡尚は株式会社イオンファンタジーの代表取締役社長を、株式会社GENDA GiGO Entertainment取締役会長である上野聖は株式会社セガ エンタテインメント（現・株式会社GENDA GiGO Entertainment）の代表取締役社長を、株式会社GENDA GiGO Entertainment代表取締役社長である二宮一浩は株式会社バンダイナムコアミューズメントの執行役員を務めた経験を有しております。

(注) 2. ギャガ株式会社代表取締役社長CEOである依田巽はエイベックス・ディー・ディー株式会社（現・エイベックス株式会社）の代表取締役会長兼社長を、当社取締役CCO兼コンテンツ&プロモーション事業最高責任者である佐藤雄三は株式会社TBWA\HAKUHODO代表取締役社長兼CEO及び株式会社博報堂執行役員を、株式会社フクヤホールディングス代表取締役社長である田中敬一郎は株式会社フクヤ代表取締役社長を務めた経験を有しております。

「エンタメ・プラットフォーム事業」及び「エンタメ・コンテンツ事業」でのM&Aを行い、GENDAならではのエンターテインメントのネットワークを構築してまいります。

「エンタメ・プラットフォーム事業」「エンタメ・コンテンツ事業」の主な事業内容を以下に記載しております。（2024年1月末時点）

セグメント名	事業内容	主な製品・サービス	グループ会社名	売上高 (2024年 1月期)
エンタメ・プラットフォーム事業	アミューズメント	アミューズメント施設の開発・運営	株式会社GENDA GiGO Entertainment 株式会社GENDA Games 伍彩匯業(广州)貿易有限公司 台灣奇恭股份有限公司 Kiddleton, Inc.	54,060百万円
	フード & ビバレッジ (F&B)	エンターテインメントとしての飲食の提供	株式会社GENDA GiGO Entertainment 株式会社レモネード・レモニカ 日本ポップコーン株式会社	

セグメント名	事業内容	主な製品・サービス	グループ会社名	売上高 (2024年 1月期)
エンタメ・ コンテンツ 事業	キャラクターMD	IP、キャラクター商品 の企画・販売	株式会社アレスカンパニー 株式会社フクヤホールディングス 株式会社トーキョーキャラクター メーカーズ	2,363百万円
	コンテンツ& プロモーション	アニメの制作や出版を 含むIP関連 事業	株式会社ダイナモアミューズメント ギャガ株式会社	

「エンタメ・プラットフォーム事業」
(アミューズメント)

国内及び海外でアミューズメント施設の開発及び運営を行っております。

アミューズメント施設とは、アミューズメントマシン等の遊戯設備を設置してお客様に遊戯していただく営業を行う店舗及び施設です。当社グループの中核子会社である株式会社GENDA GiGO Entertainmentは、プライズゲーム機（景品を獲得することを目的としたアーケードゲーム）を中心に、テレビゲーム機（ビデオ画面を使用し、コインオペレーションにより営業するゲーム）、メダルゲーム機（メダルインアウト方式によるゲーム）及び音楽ゲーム機（ビデオ画面を使用し、ミュージックやサウンド・リズムを主体にしたゲーム）等様々なゲーム機をラインナップしたアミューズメント施設を有しております。株式会社GENDA GiGO Entertainmentの出店形態は、駅前に立地する店舗（都市型店舗）、ショッピングセンター内に立地する店舗（ショッピングセンター型店舗）、及び郊外の幹線道路沿いに立地する店舗（ロードサイド型店舗）の3つに分類されます。そのため様々な立地に出店することが可能であり、日本全国で273店舗（2024年1月末時点）を運営しております。今後も、賃料、人流及び周辺環境等を総合的に分析したうえで、積極的な出店を進めてまいります。

また、株式会社GENDA GiGO Entertainmentの子会社である台湾奇恭股份有限公司は、台湾において同施設を4店舗（2024年1月末時点）運営しております。さらにKiddleton, Inc.は、米国において同施設の運営を手掛けております。とりわけKiddleton, Inc.はスタッフの常駐しないゲームコーナーであるミニロケの出店を積極的に進めており、2024年1月末時点で298箇所を運営しております。このような既存の国内外の店舗運営の強化はもちろん、M&Aによる事業規模拡大も引き続き進めてまいります。

さらに当社グループは、経験豊富なIT人材を多数擁し、DXによる顧客満足度の向上や店舗業務の効率化に取

り組んでおります。彼らが内製化を手掛け、UI（ユーザーインターフェイス）及びUX（ユーザーエクスペリエンス）を大幅に改良した顧客向け会員アプリ「GiGOアプリ」における新規会員数は、2024年1月末時点で約67万人（前年同月末時点の2.4倍）となっております。

また、従業員向けアプリ「GiGO NAVI」の開発により、アナログ作業の残る店舗業務をスマートフォンで完結できるようにいたしました。具体的にはプライズゲーム機ごとの景品売上を管理し、各従業員のスマートフォンからリアルタイムで確認できるようにすることで、これまで経験と勘によって属人的に行っていた景品発注業務に関する最適化ができるようになりました。また、かかるアプリを導入した実験店舗においては、従前と比較し約62%の時間削減が実現できており、これにより、店舗従業員の接客以外に割いていた事務作業時間を短縮することができ、削減した時間を接客業務に充てることが可能になりました。

こういった取り組みを今後も展開することで、お客様により多くの「楽しさ」を提供できるよう邁進してまいります。

（フード&ビバレッジ (F&B)）

当社グループは、「エンタメとしての食」をお届けするプラットフォームとしてフードやドリンク等を提供する「フード&ビバレッジ(F&B)」を展開しております。

株式会社レモネード・レモニカは、レモネード飲料の企画及び開発、製造を行い、国内外にてレモネードの販売を行っております。同社では、フランチャイズを中心に国内53店舗（2024年1月末時点）の店舗展開を行っております。

日本ポップコーン株式会社は、「ヒルバレー」ブランドにて国内のグルメポップコーン（味や香りなどのクオリティを高めた高価格帯ポップコーン）の製造・販売を行い、国内3店舗（2024年1月末時点）の直営店のほか、オンラインショップでの販売及びシネマコンプレックスを含む商業施設等における催事出店並びに卸売販売を行っております。また、株式会社GENDA GiGO Entertainmentのアミューズメント施設内物販店舗においての販売も行っております。

株式会社GENDA GiGO Entertainmentは、アミューズメント施設内での飲食物販売及び、人気のアニメやゲーム等IPコンテンツとコラボレーションしたカフェ形態の店舗を展開しております。

「エンタメ・コンテンツ事業」

（キャラクターMD）

当社グループの主力事業である「アミューズメント」で重要なプライズゲーム（景品を獲得することを目的としたアーケードゲーム）におけるプライズ（景品）の企画・販売及び卸売事業等を展開しております。これまでグループ外の各取引先に発注していたプライズの発注をグループ内企業に落とし込むことで、当社グループのバリューチェーン上でシナジーを発現し、相互に事業拡大しております。

株式会社フクヤは、プライズ及び物販商品の企画や販売事業を展開しております。特にオリジナルプライズや

ライセンスキャラクタープライズに関する企画等に強みを有し、その強みを生かした推し活（好きなアイドルやキャラクターなどを応援する活動）グッズを「fanfancy+」ブランドで展開するほか、株式会社GENDA GiGO Entertainment とコラボレーションした推し活グッズ専門ショップ「fanfancy+ with GiGO」を展開しております。

株式会社アレスカンパニーは、主としてプライズの卸売事業を展開しており、全国各地の玩具・雑貨・食品等のメーカーからプライズ商品を仕入れ、全国のアミューズメント施設に対し、その時々でプライズとして展開するのに最適な玩具・雑貨・食品等の商品を提案し、これらをプライズとして卸売販売しております。

（コンテンツ&プロモーション）

エンターテイメント商流における上流に位置する領域に含まれるビジネスを展開しております。

ギャガ株式会社は、映画配給事業の他、邦画、アニメ、ゲームコンテンツの企画製作や、TVアニメを含む国内作品の海外販売、配信各社への作品提供並びに「プラス GAGA」及び「GAGA★ ONLINE STORE」等のECビジネスを展開しております。

株式会社ダイナモアミューズメントは、VRコンテンツ・体感型アトラクションの開発、運営事業を展開しており、体感型シアターアトラクションやVRアトラクション、インタラクティブゲーム等、映像を軸とした様々な「体験型コンテンツ」の企画・制作・販売を行っており、特にアトラクション型の映画鑑賞を体験できるMX4D®に関して、国内公開の邦画MX4D®のプログラムをほぼすべて手掛ける等の技術を有しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年1月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区東新橋一丁目9番1号
----	-----------------

② 子会社

株式会社 GENDA GiGO Entertainment	本社 東京都港区
株式会社GENDA Games	本社 東京都港区
株式会社レモネード・レモニカ	本社 石川県金沢市 工場 石川県金沢市
日本ポップコーン株式会社	本社 東京都目黒区 工場 埼玉県入間郡
Kiddleton, Inc.	本社 Dallas, Texas, U.S.A.
ENTERRIUM LLC	本社 Schaumburg, Illinois, U.S.A.
伍彩匯業(広州)貿易有限公司	本社 中華人民共和国広東省広州市
台灣奇恭股份有限公司	本社 中華民国台北市
ギャガ株式会社	本社 東京都港区
株式会社エスピーエスエス	本社 東京都港区
株式会社ダイナモミュージメント	本社 東京都千代田区
株式会社アレスカンパニー	本社 千葉県松戸市
株式会社フクヤホールディングス	本社 東京都千代田区
株式会社フクヤ	本社 東京都千代田区
株式会社トーキョー キャラクター メーカーズ	本社 東京都港区
FUKUYA USA INC.	本社 Honolulu, Hawaii, U.S.A.
FUKUYA HONG KONG LIMITED	本社 Koeloon, Hong Kong

③ グループ店舗数

国内

エリア	店舗数	エリア	店舗数
北海道・東北	49	関東（東京都除く）	78
東京	43	甲信越・北陸	15
東海	45	関西	42
中国・四国	25	九州・沖縄	21
合計	318		

海外

国名	店舗数
アメリカ	6
台湾	4
中国	1
合計	11

(7) 使用人の状況 (2024年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エンタメ・プラットフォーム事業	405 (4,351)名	79名増 (563名増)
エンタメ・コンテンツ事業	147 (13)名	137名増 (10名増)
全社（共通）	81 (10)名	50名増 (4名増)
合 計	633 (4,374)名	266名増 (577名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（正社員）であり、臨時雇用者数（契約社員、インターン、アルバイト及びパートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員は除く。）の年間平均雇用者数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度は企業集団の使用人の状況について作成初年度であるため、前連結会計年度末比増減は参考情報として記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
81 (10) 名	50名増 (4名増)	35.9歳	2.1年

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（インターンを含み、人材会社からの派遣社員は除く。）の年間平均雇用者数を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年1月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,197
株式会社三井住友銀行	3,561
株式会社日本政策金融公庫	1,500
株式会社りそな銀行	1,254
株式会社東日本銀行	759
三井住友信託銀行株式会社	714

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 (2024年1月31日現在)

当社株式は、2023年7月28日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年1月31日現在)

① 発行可能株式総数 **127,000,000株**

(注) 2023年4月29日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っており、発行可能株式総数は126,900,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 **34,296,600株**

(注) 2023年4月29日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っており、発行済株式の総数は31,694,166株増加しております。また、2023年7月28日付で東京証券取引所グロース市場に上場し、2023年7月27日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による増資により、発行済株式の総数は2,200,000株増加し、さらに2023年8月29日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により、発行済株式の総数は323,000株増加しております。

③ 株主数 **5,975名**

④ 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
吉村英毅・ミダスB投資事業有限責任組合	13,400	39.07
片岡尚	5,096	14.86
ミダスキャピタルGファンド有限責任事業組合	1,600	4.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,470	4.29
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,315	3.83
CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	1,230	3.59
申真衣	1,185	3.46
合同会社シンマイ	1,033	3.01
マリンフード株式会社	600	1.75
株式会社グロウイング	600	1.75

(注) 持株比率は自己株式（37株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第4回新株予約権		
発行決議日		2018年10月1日	2021年4月1日		
新株予約権の数		3,970個	1,629個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,588,000株 (新株予約権1個につき 400株)	普通株式 651,600株 (新株予約権1個につき 400株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 1,800円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 500円)	新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり 250円)		
権利行使期間		2018年10月5日から 2038年10月4日まで	2021年4月1日から 2031年3月31日まで		
行使の条件		(注) 1、2	(注) 1、3		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	3,970個	新株予約権の数	634個
		目的となる株式数	1,588,000株	目的となる株式数	253,600株
		保有者数	2名	保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	119個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	47,600株
		保有者数	－名	保有者数	1名
監査役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	119個	
	目的となる株式数	－株	目的となる株式数	47,600株	
	保有者数	－名	保有者数	1名	

		第5回新株予約権	第6回新株予約権		
発行決議日		2021年12月27日	2021年12月27日		
新株予約権の数		254個	127,100個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 101,600株 (新株予約権1個につき 400株)	普通株式 508,400株 (新株予約権1個につき 4株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 2,400円	新株予約権1個当たり 15円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり 375円)	新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり 375円)		
権利行使期間		2022年1月24日から 2032年1月23日まで	2022年1月24日から 2032年1月23日まで		
行使の条件		(注) 1、4	(注) 1、5		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	73個	新株予約権の数	7,300個
		目的となる株式数	29,200株	目的となる株式数	29,200株
		保有者数	1名	保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
		保有者数	－名	保有者数	－名
監査役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個	
	目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株	
	保有者数	－名	保有者数	－名	

(注) 1. 2023年4月29日付で1株につき400株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は当該株式分割により調整しております。

2. 上記の第2回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）かつ、2024年2月1日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ② 割当日以降の決算期において初めて連結営業利益が10億円を超過した場合、新株予約権者は、当決算期の最終営業日における、当社の発行済株式総数の2.5%（但し、行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）分の個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を上限として、行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。

イ. 本新株予約権の割当て時における当社普通株式の1株当たりの時価（以下、「割当時時価」という。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

- ロ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、割当時時価を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ハ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、割当時時価を下回る価格となったとき。
 - ニ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が割当時時価を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、使用人又は社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。）の地位を有していなければならない。
 - ⑥ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 上記の第4回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）かつ、2024年2月1日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。但し、新株予約権者が上場日から2024年1月31日までの期間に当社を離職した場合（懲戒解雇を除く。）には、⑤の定めに拘わらず、その割り当てられた新株予約権の3分の1に限り、2024年2月1日以降、これを行使用することができるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - ・2024年2月1日から上場日より1年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の1
 - ・上場日より1年経過後2年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の2
 - ・上場日より2年経過後から行使期間満了まで：割り当てられた新株予約権の全て
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
 - イ. 本新株予約権の割当て時における当社普通株式の1株当たりの時価（以下、「割当時時価」という。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - ロ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、割当時時価を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ハ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、割当時時価を下回る価格となったとき。
 - ニ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法及び類似会社比較法等の方法により評価

- された株式評価額が割当時時価を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、使用人又は社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。）の地位を有していなければならない。
 - ⑥ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 上記の第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）かつ、2024年2月1日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約により、新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - イ. パターン(1)
 - ・ 2024年2月1日から上場日より1年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の1
 - ・ 上場日より1年経過後2年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の2
 - ・ 上場日より2年経過後から行使期間満了まで：割り当てられた新株予約権の全て但し、新株予約権者が上場日から2024年1月31日までの期間に当社を離職した場合（懲戒解雇を除く。）には、⑤の定めに拘わらず、その割り当てられた新株予約権の3分の1に限り、2024年2月1日以降、これを行使することができるものとする。
 - ロ. パターン(2)
 - ・ 上場日より1年経過後2年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の1
 - ・ 上場日より2年経過後3年を経過するまで：割り当てられた新株予約権の3分の2
 - ・ 上場日より3年経過後から行使期間満了まで：割り当てられた新株予約権の全て
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
 - イ. 本新株予約権の割当て時における当社普通株式の1株当たりの時価（以下、「割当時時価」という。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - ロ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、割当時時価を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で行われた場合を除く。）。
 - ハ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、割当時時価を下回る価格となったとき。
 - 二. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が割当時時価を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- ⑤ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、使用人又は社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。）の地位を有していなければならない。
- ⑥ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. 上記の第6回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、2024年1月期から2029年1月期までのいずれかの2事業年度において、EBITDAが、6,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、ここでいうEBITDAについては、営業利益（但し、本新株予約権に係る株式報酬費用が連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益とする）に非資金項目（減価償却費、リース原価、リース投資原価、敷金償却費、のれん償却費）を足し戻した数値を参照するものとする。但し、適用される会計基準の変更等により、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
- イ. 本新株予約権の割当て時における当社普通株式の1株当たりの時価（以下、「割当時時価」という。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
- ロ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、割当時時価を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- ハ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、割当時時価を下回る価格となったとき。
- ニ. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が割当時時価を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、使用人又は社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。）の地位を有していなければならない。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	片岡 尚	ギャガ株式会社 代表取締役会長 株式会社GENDA Capital 取締役会長
代表取締役社長	申 真衣	
取締役	佐藤 雄三	CCO 兼 コンテンツ&プロモーション事業最高責任者 ギャガ株式会社 取締役
取締役	渡邊 太樹	CFO
取締役	和田 洋一	ワンダープラネット株式会社 社外取締役 株式会社マイネット 社外取締役 株式会社オープンアップグループ 社外取締役 カバー株式会社 社外取締役
取締役	野村 彩	弁護士 和田倉門法律事務所 株式会社ACES 社外監査役 株式会社アンドパッド 社外監査役
常勤監査役	井畑 啓一	株式会社GENDA GiGO Entertainment 監査役 株式会社GENDA Games 監査役 株式会社エスピーエスエス 監査役 株式会社トーキョー キャラクター メーカーズ 監査役 ギャガ株式会社 監査役
監査役	板垣 浩二	公認会計士 合同会社Vista Plusパートナーズ代表社員CEO エンカレッジ・テクノロジー株式会社 社外取締役 監査等委員
監査役	松原 由佳	弁護士 ひふみ総合法律事務所 株式会社ダイレクトマーケティングミックス 社外取締役

(注) <取締役>

1. 和田氏及び野村氏は社外取締役であります。

2. 野村氏は弁護士の資格を有しております。

<監査役>

3. 井畑氏、板垣氏及び松原氏は社外監査役であります。

4. 井畑氏及び板垣氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・井畑氏は、長年にわたりアミューズメント施設運営企業の財務管理本部長の経験を有し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。

- ・板垣氏は、公認会計士の資格を有しております。

5. 松原氏は弁護士資格を有しております。
6. 当社は取締役の和田氏及び野村氏並びに監査役の井畑氏、板垣氏及び松原氏の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は執行役員制を導入しており、執行役員は以下の5名で構成されています。

執行役員 CSO	羽原 康平
執行役員 CTO	梶原 大輔
執行役員 アミューズメント施設事業最高責任者	二宮 一浩
執行役員 米国事業最高責任者	伊与田 篤
執行役員 F&B事業最高責任者	長江 国輝

② 当事業年度中の取締役の異動

2023年4月28日開催の第5回定時株主総会において、渡邊 太樹氏が取締役に就任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は「当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員」であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、損害賠償請求がなされ、個人被保険者が損害賠償金・争訟費用を被った場合等の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法に利益又は便宜の供与を得た事実、又は、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為等の場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年1月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定さ

れた報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬等については、当社の業績の持続的な向上及び企業価値の最大化に向け、取締役に対するインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、その職位や職責等に基づき支給額を検討し、適正な水準とすることを基本方針とする。

当該取締役の報酬等は、原則固定報酬としての基本報酬のみを支給する。ただし、役位、職責、その他業績等も総合的に考慮して非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプションを含む）の支給を行うことがある。また、監督機能を担う社外取締役には、その職責や職務及びその他諸般の事情等を勘案し、必要に応じて基本報酬のみ支給する。

②基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役に対する基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、株主総会で決定された限度額の範囲内で、役位に応じた職責や当社の事業特性等を総合的に勘案して取締役会で決定する。ただし、取締役会は決定を代表取締役社長に一任することができる。

③非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプションを含む）の額の決定に関する方針

中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストックオプション（新株予約権）を付与することがある。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、役位、職責、その他業績等も総合的に考慮してストックオプション報酬委員会で決定する。なお、ストックオプション報酬委員会は、当社取締役及び監査役で構成され、同委員会での決議は、その過半数が出席しその委員の過半数をもって行われるものとする。

④報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬については、毎月定められた日程に現金にて支給する。

非金銭報酬等については、株主総会において承認を得た条件並びに時期に則って支給するものとする。

⑤個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役会又は取締役会から報酬等の額の決定を一任された代表取締役社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、当社の業績、各取締役の役位、職責等に応じて各取締役の具体的な基本報酬の

額を決定する。なお、当該決定にあたっては、透明性及び公正性を確保する観点から、委員の過半数が社外取締役・社外監査役で構成される指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (百万円)	業績連動報酬等 (百万円)	非金銭報酬等 (百万円)	
取締役 (うち社外取締役)	100 (4)	100 (4)	- (-)	- (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13 (13)	13 (13)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	113 (18)	113 (18)	- (-)	- (-)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の金銭報酬の額は、2022年4月27日開催の第4回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
 3. 監査役の金銭報酬の額は、2023年4月28日開催の第5回定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 4. 取締役会は、代表取締役社長の申 真衣氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認し、答申するという措置をとっており、取締役会は、代表取締役社長が当該措置を経て取締役の個人別の報酬額を決定したことを確認したため、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役和田 洋一氏は、ワンダープラネット株式会社、株式会社マイネット、株式会社オープンアップグループ及びカバー株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役野村 彩氏は、和田倉門法律事務所の弁護士であり、株式会社ACES及び株式会社アンドパッドの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役板垣 浩二氏は、合同会社Vista Plusパートナーズの代表社員CEO及びエンカレッジ・テクノロジー株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松原 由佳氏は、ひふみ総合法律事務所の弁護士であり、株式会社ダイレクトマーケティングミックスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 和田 洋一	<p>当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に経営者としての豊富な知識・経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 野村 彩	<p>当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 井畑 啓一	<p>当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査役会13回及び指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席いたしました。</p> <p>アミューズメント企業で長年にわたる財務経理部門での経験や、業界特性に関する専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 板垣 浩二	<p>当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査役会13回及び指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム等について適宜、必要な発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 松原 由佳	<p>当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査役会13回及び指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

配当による利益分配につきましては、成長戦略の柱であるM&Aを見据えた将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、常に株式価値の向上を念頭に置き、事業投資と配当を比較し、その時々で最適な資本配分を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、配当対比で株式価値向上に資する有効な事業投資が多数存在している状況であるため、株式価値向上に向けた最適な資本配分の観点から、配当を実施しておりません。一方、株主資本コストが事業投資のリターンを上回った場合は、手元資金を事業へ再投資せず、株主の皆様へ配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその開始時期については未定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年1月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	23,567
現金及び預金	12,379
売掛金	3,689
棚卸資産	4,374
リース投資資産	437
その他	2,686
固定資産	28,573
有形固定資産	12,581
賃貸資産	991
建物及び構築物	4,268
工具、器具及び備品	749
アミューズメント施設機器	5,797
建設仮勘定	696
その他	78
無形固定資産	5,698
ソフトウェア	532
のれん	4,992
その他	174
投資その他の資産	10,293
投資有価証券	113
長期貸付金	39
敷金	6,531
繰延税金資産	2,037
退職給付に係る資産	996
その他	574
資産合計	52,141

科目	金額
負債の部	
流動負債	16,892
支払手形及び買掛金	3,213
短期借入金	3,512
1年内返済予定の長期借入金	3,679
未払金	1,989
未払法人税等	1,042
賞与引当金	414
その他	3,040
固定負債	15,584
長期借入金	10,571
リース債務	799
資産除去債務	3,972
退職給付に係る負債	111
その他	129
負債合計	32,476
純資産の部	
株主資本	19,419
資本金	2,160
資本剰余金	3,234
利益剰余金	14,024
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	7
その他有価証券評価差額金	△0
為替換算調整勘定	8
新株予約権	5
非支配株主持分	231
純資産合計	19,664
負債純資産合計	52,141

連結損益計算書 (2023年2月1日から2024年1月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		55,697
売上原価		42,738
売上総利益		12,958
販売費及び一般管理費		7,588
営業利益		5,370
営業外収益		
為替差益	120	
受取補償金	72	
助成金収入	4	
その他	68	265
営業外費用		
支払利息	193	
持分法による投資損失	38	
株式公開費用	60	
固定資産除却損	42	
融資手数料	34	
その他	51	419
経常利益		5,216
特別利益		
段階取得に係る差益	191	191
特別損失		
減損損失	993	993
税金等調整前当期純利益		4,414
法人税、住民税及び事業税	836	
法人税等調整額	△619	217
当期純利益		4,197
非支配株主に帰属する当期純利益		18
親会社株主に帰属する当期純利益		4,178

計算書類

貸借対照表 (2024年1月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,201
現金及び預金	3,351
売掛金	195
前払費用	41
その他	612
固定資産	8,526
有形固定資産	98
建物	84
工具、器具及び備品	11
その他	2
無形固定資産	13
ソフトウェア	2
その他	10
投資その他の資産	8,414
投資有価証券	3
関係会社株式	6,341
関係会社長期貸付金	1,869
繰延税金資産	16
長期前払費用	0
敷金	155
その他	27
資産合計	12,727

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,726
短期借入金	3,825
1年内返済予定の長期借入金	585
未払金	162
未払費用	18
未払法人税等	79
預り金	29
前受収益	2
その他	22
固定負債	1,653
長期借入金	1,571
資産除去債務	81
その他	1
負債合計	6,380
純資産の部	
株主資本	6,341
資本金	2,160
資本剰余金	4,302
資本準備金	3,387
その他資本剰余金	915
利益剰余金	△121
その他利益剰余金	△121
繰越利益剰余金	△121
自己株式	△0
新株予約権	5
純資産合計	6,346
負債純資産合計	12,727

損益計算書 (2023年2月1日から2024年1月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		973
営業費用		871
営業利益		102
営業外収益		
受取利息	60	
受取補償金	4	
為替差益	80	
その他	0	
		145
営業外費用		
支払利息	15	
株式公開費用	60	
融資手数料	24	
その他	8	
		109
経常利益		138
特別利益		
関係会社株式売却益	221	221
税引前当期純利益		359
法人税、住民税及び事業税	57	
法人税等調整額	△10	47
当期純利益		312

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

株式会社GENDA
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	山 本	公 太
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	畑 村	国 明
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	古 屋	大 造
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社GENDAの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GENDA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

株式会社GENDA
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 本	公 太
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	畑 村	国 明
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	古 屋	大 造

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社GENDAの2023年2月1日から2024年1月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2023年2月1日から2024年1月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する事業報告の記載内容及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業方針に記載されている会社法施行規則第118条第3項口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月25日

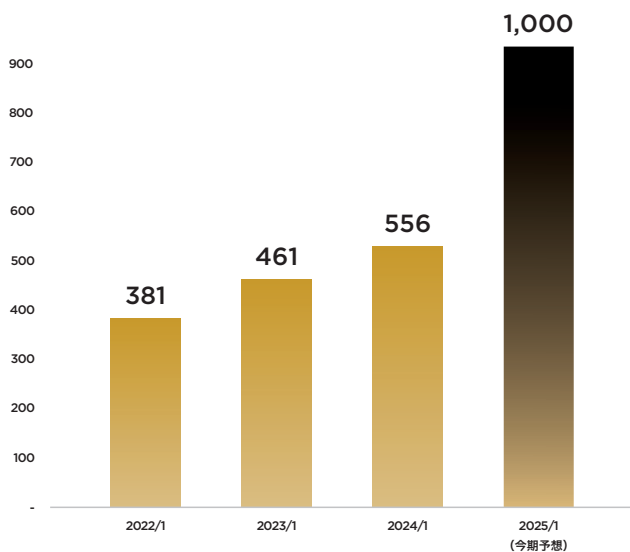
株式会社GENDA

常勤監査役 (社外監査役) 井畑 啓一
社外監査役 板垣 浩二
社外監査役 松原 由佳

以 上

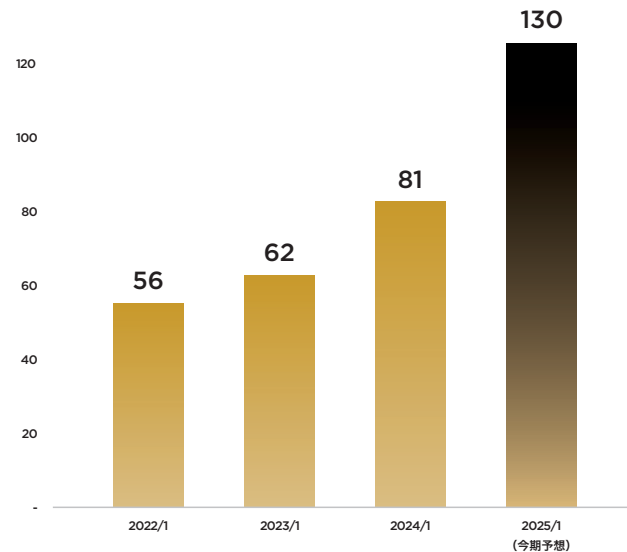
連結売上高

(億円)



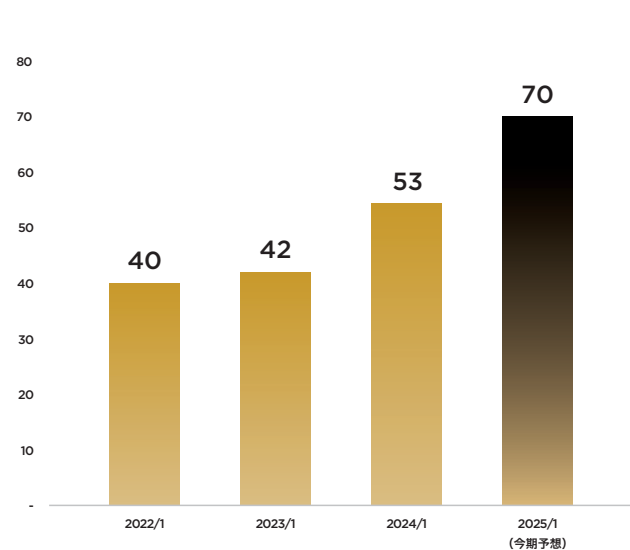
連結 EBITDA

(億円)



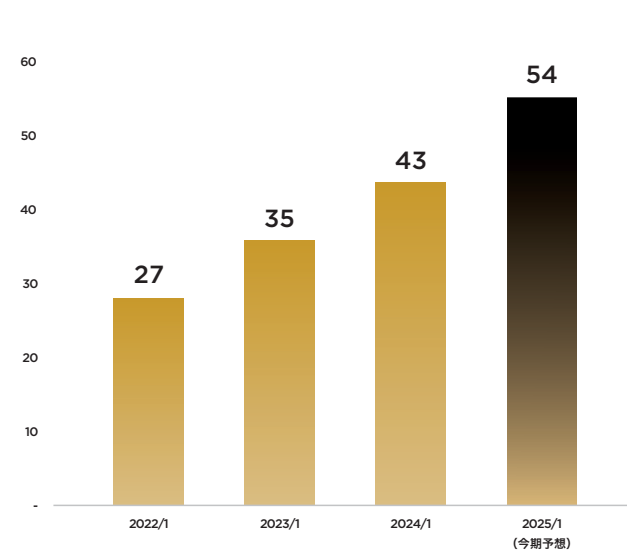
連結 営業利益

(億円)



連結 のれん償却前 当期純利益

(億円)



会場へのアクセス

会場名：ベルサール汐留2F

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目21-1 住友不動産汐留浜離宮ビル

